入　札　公　告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。
令和８年11月11日

支出負担行為担当官代理
近畿中部防衛局次長　原田　道明

１　工事概要

(1) 工事名　輪島（８）局舎解体等工事

(2) 工事場所　石川県輪島市

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。詳細については別冊図面及び仕様書のとおり。

【輪島分屯基地（Ｋ地区)】

ア　局舎Ａ解体

〈建築工事〉

(ｱ) 構造：鉄筋コンクリート造平屋建

(ｲ) 規模：延べ面積　約120㎡のうち約10㎡解体

〈設備工事〉

(ｱ) 局舎一部解体に伴う撤去工事　一式

イ　局舎Ｂ改修

〈建築工事〉

(ｱ) 構造：鉄筋コンクリート造平屋建

(ｲ) 規模：延べ面積　約500㎡

上記に係る配線ピット改修等

ウ　局舎Ｃ解体

〈建築工事〉

(ｱ) 構造：鉄筋コンクリート造２階建

(ｲ) 規模：延べ面積　約230㎡のうち約170㎡解体

〈設備工事〉

(ｱ) 局舎一部解体に伴う撤去工事　一式

エ　局舎Ｄ解体

〈建築工事〉

(ｱ) 構造：鉄筋コンクリート造３階建

(ｲ) 規模：延べ面積　約1,000㎡

〈設備工事〉

(ｱ) 局舎解体に伴う撤去工事　一式

オ　発電機室解体

〈建築工事〉

(ｱ) 構造：鉄筋コンクリート造平屋建

(ｲ) 規模：延べ面積　約70㎡

カ　渡り廊下解体

〈建築工事〉

(ｱ) 構造：鉄筋コンクリート造平屋建

(ｲ) 規模：延べ面積　約40㎡

〈設備工事〉

(ｱ) 渡り廊下解体に伴う撤去工事　一式

(4) 工期　契約締結日の翌日から令和10年６月30日まで

ただし、局舎Ｂ改修は令和９年12月20日まで

(5) 配置予定技術者の配置予定期間　別表①のとおり。

(6) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型）の試行対象工事である。

(7) 削除

(8) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(9) 本工事は、現場閉所により週休２日を確保する「完全週休２日制工事（土日）」の試行対象工事である。

(10) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

(11) 本工事は、賃上げを実施する中小企業等に対して総合評価における加点を行う工事である。

(12) 本工事に含まれる指定品目の精算に当たっては、建設工事請負契約書第27条第５項に基づく請求（単品スライド）があった場合において指定品目を１品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）又は、実際の購入金額を基に設計変更を行うことを受注者が選択可能である。

(13) 特記仕様書に記載する指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第27条第５項（単品スライド）による請求があった場合、１品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。

(14) 特記仕様書に記載する指定品目については、実際の購入金額を基に設計変更を行うことが可能である。

ただし、指定品目に係る別途調達経費についての設計変更内容は、工事請負契約書第27条（スライド条項）の対象外とする。なお、全体スライドまたはイ

ンフレスライド請求があった場合には、労務費のみスライドの対象とする。

(15)本工事は、当省と災害協定を締結した業界団体に加盟している企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(16)その他

ア　本工事は､資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。

イ　本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難い場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

ウ　本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の緩和を行う工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施行計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評定を減ずることとする。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「解体工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が830点以上（Ｂ等級以上）又は、防衛省競争参加資格の「解体工事」に係る総合審査数値が870点以上（Ａ等級）であること。

(5) 平成23年度以降入札公告日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもののうち、建物の構造が鉄筋コンクリー

ト造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の解体又は新設の建築工事。

ただし、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事又は通信工事のうち複数の職種の工事を一括で発注された工事（以下「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の解体又は新設の建築工事。

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ア　防衛省競争参加資格のうち「建築一式工事」にて競争参加を希望する場合は、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ　防衛省競争参加資格のうち「解体工事」にて競争参加を希望する場合は、１級土木施工管理技士、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士（「建設部門」又は「総合技術監理部門（建設）」に係るもの。）。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

ウ　平成23年度以降入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の解体又は新設の建築工事。（現場施工期間（求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。）の１／２以上の期間の経験を有していること。）

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

② 防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の解体又は新設の

建築工事。（現場施工期間の１／２以上の期間の経験を有していること。）

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評価点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

オ　入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。

恒常的な雇用関係とは、３か月以上の雇用関係があることをいう。

カ　競争参加の受付から落札決定までの期間において、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、同等以上の資格を有する候補者を追加することができる。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び実績等の有無を確認できる資料（以下、「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(8) 近畿中部防衛局長又は東海防衛支局長が発注した「建築一式工事」又は「解体工事」のうち、令和６年度及び令和７年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(9) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は入札説明書による。

(11) 近畿中部防衛局の管轄地域（富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、岐阜県及び愛知県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13) 情報保全に係る履行体制について、懸念が存在する者又は業務従事者もしくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当するもの及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからオまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の施工能力

イ　企業の信頼性

ウ　その他（ペナルティ）

エ　賃上げ実施企業に対する評価

オ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　技術資料の内容に応じ、(1)ア、イ及びエの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち最も高い者に30点の加算点を付与する。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ｳ) 技術評価点が標準点（100点）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価

値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法は電子くじとし、詳細は発注者から指示をする。

(5) その他　受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減点する。詳細は入札説明書による。

４　入札手続等

(1) 担当部局

〒540－0008　大阪市中央区大手前４－１－67

近畿中部防衛局総務部契約課

TEL　06－6945－5741　　FAX　06－6940－0459

電子メールアドレス　keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　別表②のとおり。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

https://www.dfeg.mod.go.jp/

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF（Acrobat形式）

図面類　：PDF（Acrobat形式）

数量表等：Excel（2003～2016形式）

申請書類：Word（2003～2016形式）

Excel（2003～2016形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの)を(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要なＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　別表③のとおり。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　別表④のとおり。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(5) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

5　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除。

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行谷町代理店（三菱ＵＦＪ銀行谷町支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　近畿中部防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿中部防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。

(10)契約書作成の要否　要

(11)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(12)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記２(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記４(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記２(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13)詳細は、入札説明書による。

【輪島（８）局舎解体等工事　入札公告　日程表】

別表

①	配置予定技術者の配置予定期間	令和９年４月１日から 令和10年６月30日まで
②	入札説明書等の交付期間	令和８年11月11日から 令和９年１月４日までの 午前９時から午後６時まで （行政機関の休日を除く）
③	申請書等の提出期限	令和８年11月11日から 令和８年11月24日までの 午前９時から午後６時まで （ただし、最終日は正午まで） （行政機関の休日を除く）
④	入札書の提出期限	令和８年12月24日から 令和８年12月28日までの 午前９時から午後６時まで （ただし、最終日は正午まで） （行政機関の休日を除く）
⑤	開札の日時及び場所	令和９年１月21日　午前11時 近畿中部防衛局　入札室

（紙入札方式の場合は、各期間の午前 10 時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く）。ただし最終日は正午まで。）

（行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。）